

員界に非常の恐慌を醸すに至れり。恰も大正三年に至り彼の有名なる梅ヶ香丸事件發生したるを以て本會は茲に立ちて海運發展の阻碍たるべき該刑法定改正の運動に着手し逓信省に司法省に請願し一方本會内に海員擁護會を組織し大に基金を募集し先づ同事件の被告たりし伺船々員三名に極力援助を與へあらゆる條件を攻究調査して遂に船員の無過失を立證し無罪の判決を確定せしめ得たり。以後引續き刑法改正問題の爲にあらゆる機會を利用して最善の努力を繼續したり。其結果未だ本法を改正するに至らずと雖も、司法省は遂に海難事件に對する事實審理手續上の缺陷を認め「海難事件に就ては常に海員審判所の審理を待ちて檢察すべし」との訓令を發するに至り實際上の故障は大に除却せらるゝに至りぬ。

註(三) 近海航路擴張問題

大正八年海運隆昌の極、本邦船主は小型船活動範圍の擴大を希望し、近海航路の制限區域を新嘉坡邊迄擴張するの運動を起し日本船主同盟會は案を具して當局に建議するに至れり。本會は航海の安全の見地よりして之を重大問題とし審議を開始したるが後

逓信省の希望に依り船主同盟會との間に齟齬を重ねて一の折衷案を得之を當局に建議し、當局は之等の意見に基き大正八年七月之に關する逓信省令を現在の如くに改正したり。

註(四) 船員の選舉權問題

現行衆議院議員選舉法は有權者の所屬選舉區投票所に自身出頭投票を必要とするが故に船員の如く職業上不在勝なるもの又偶々選舉期日に投票所附近に在泊することありとも船務多端にして出頭難致者は到底其の選舉權を行使するを得ず、強て之を行使せむとせば下船するの外なし、然るに高級船員の下船は概ね船舶の運航を停滯せしむる結果と爲るが爲に之れ亦容易に實行するを得ず、斯て船員有權者は永久其の選舉權を行使する機會を得る能はず、之れ甚だ不合理なるに同時に海員の思想意見が議政府に通せられざる結果は直に海員の福利増進、海事の發達を阻碍する結果となるが故に今後船員有權者の爲には特に便法を設け、下船を要せずして投票し得る途を開くことは焦用の急務なりとす。